

令和8年4月13日

報道機関各位

長岡市商工部人材・働き方政策課長



学生・若者の市内就労を後押し

企業の奨学金返還支援をサポート

長岡市は、中小企業などの人材確保と若者の市内就労を促進することを目的に、従業員の奨学金返還を支援している事業者を対象に補助金を交付しています。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力くださるようお願いいたします。

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金

1 対象

従業員に奨学金返還の手当の支給や代理返還を行っている次の企業など

- ・市内に本店・本社がある中小企業
- ・NAGAOKA WORKER を雇用する中小企業
- ・市内に主たる事務所がある医療法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合など
- ・市内に住所がある個人事業主

2 支援する従業員の主な要件

次のすべてに当てはまる者

- ・市内に住所があり、かつその期間が3か月以上である
- ・令和8年4月1日時点で30歳以下の正社員
- ・奨学金を返還中である
- ・他団体から奨学金返還支援を受けていない

3 補助額

奨学金返還支援のために令和8年1月1日から12月31日までに従業員に支給および代理返還した額、または奨学金貸付団体に返還された額のいずれか低い額の2分の1（従業員5人まで、1人あたり上限10万円）

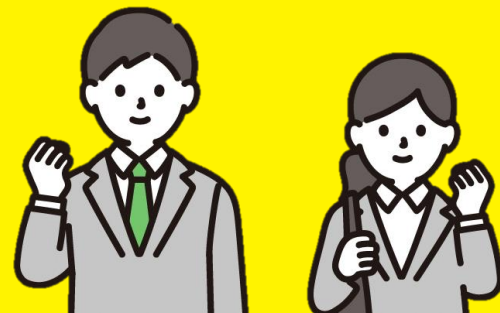
4 申請方法

11月30日（月）までに、市ホームページに掲載している申請書を長岡市人材・働き方政策課へ郵送

※申請の流れなど、詳しくは別添チラシをご覧ください。

問い合わせ：人材・働き方政策課 星野

TEL0258-39-2228



従業員の

奨学金返還を支援します

従業員の奨学金返還を支援している企業等に補助金を交付します。
奨学金返還支援制度を導入して、従業員が働きやすい会社を目指しませんか？

補助額

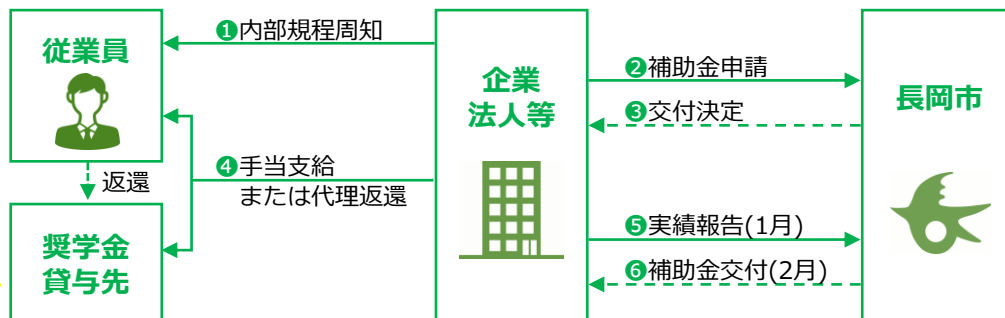
1法人あたり **最大50万円** 従業員1人あたり **10万円×5人**まで

従業員の奨学金返還支援のために**令和8年1月～12月**に支給・代理返還した額
または貸与先に返還された奨学金の額のいずれか低い額の**1/2**を補助します。

申請期間

令和8年 **4月1日(水)**～**11月30日(月)**まで **必着**

申請の流れ



対象となる企業等

奨学金返還支援制度についての規程を定め、従業員に
手当の支給や代理返還を行っている次の企業等

(従業員が退職した場合に支給した手当の返還を求めるものや
代理返還した分について従業員に請求するものは対象外)

- 市内に本店・本社がある中小企業※
- NAGAOKA WORKERを雇用する中小企業※
- 市内に主たる事務所がある医療法人、社会福祉法人、
学校法人、協同組合等 (常時雇用する従業員数が100人以下)
- 市内に住所がある個人事業主

※資本金3億円以下の企業に限る

従業員の要件

次のすべてに当てはまる者

- 企業等からの支援を受けている期間を通して市内に
住所があり、かつその期間が3か月以上である
- 雇用期間を定めず雇用されている
- 令和8年4月1日時点で30歳以下
- 奨学金を返還中である
- 他団体から奨学金返還支援を受けていない
- 役員等でない、役員等の同居の親族でない

奨学金の要件

大学生、専門学校生、高専生を対象に次の団体等が貸与
する奨学金

- 日本学生支援機構
- 地方公共団体、大学、民間企業・団体

※特定の職に就いた場合等に返還が免除されるものを除く

奨学金返還支援制度導入のメリット /



企業のブランド
イメージ向上



従業員の
やる気アップ

長岡就職転職Uターンナビ
でJobら.ねっと

就職サイトや
イベントで学生にPR